

① 施設入所者の地域生活への移行	
第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画における実績	第8期障がい福祉計画・第4期障がい児福祉計画における目標
国の基本指針(現)	国の基本指針(新)
目標① 地域移行者数:令和4年度末施設入所者の6%以上 目標② 施設入所者数:令和4年度末の施設入所者数の5%以上削減	目標① 地域移行者数:令和7年度末施設入所者の6%以上 目標② 施設入所者数:令和7年度末の施設入所者数の5%以上削減
本市の目標(現)	本市の目標(新)
目標① 地域移行者数:令和4年度末施設入所者の6% 目標② 施設入所者数:令和4年度末の施設入所者数の2%削減	目標① 地域移行者数:令和7年度末施設入所者の6%以上 目標② 施設入所者数:令和7年度末の施設入所者数の5%以上削減
項目	
目標① 令和8年度から令和11年度末までの地域生活移行者数19人(令和7年度末施設入所者315人の6%)	
目標② 令和11年度末の施設入所者数299人(令和7年度末施設入所者315人の5%以上削減)	
目標設定の考え方	
目標①②:地域生活支援拠点等事業において、障がい者の重度化・高齢化や親亡き後を見据えて、相談支援の充実や緊急時の受入体制の確保等を行い、地域全体で支えるサービス提供体制を構築します。また、自立支援協議会(地域生活支援部会)において、福祉施設に入所している障がい者(以下「施設入所者」という。)の地域移行に向けた課題や取組について協議を行います。これらの取り組みにより、地域移行者数については、本市の目標を、令和7年度末の施設入所者(315人)の6%以上とし、令和8年度から令和11年度末までの目標値を19人とします。施設入所者数については、令和7年度末の施設入所者(315人)の5%以上削減を目標とし、令和11年度末の目標値を299人とします。	

第8期福井市障がい福祉計画、第4期障がい児福祉計画における目標について

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	
第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画における実績	第8期障がい福祉計画・第4期障がい児福祉計画における目標
国の基本指針(現)	国の基本指針(新)
目標① 精神障害者の精神病床から退院後 1 年以内の地域における平均生活日数 325.3 日以上 目標② 精神病床の 1 年以上入院患者数 目標③ 退院率:3 か月後 68.9%以上、6 か月後 84.5%以上、1 年後 91.0%以上	目標① 精神障害者の精神病床から退院後 1 年以内の地域における平均生活日数 319.3 日以上 目標② 精神病床における 1 年以上入院患者数 目標③ 退院患者の精神病床への 30 日以上の再入院率:退院後 90 日時点 10.3%以下、180 日時点 17.4%以下、365 日時点 25.7%以下【新規】 目標④ 心のサポーター数:令和 15 年度までに 100 万人以上【新規】 目標⑤ K6 により住民のこころの状態を把握【新規】
本市の目標(現)	本市の目標(新)
目標① 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを推進するための協議会の開催 1回以上 目標② 地域の支援者の資質向上のための研修会・事例検討会の実施回数 3 回以上	目標① 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを推進するための協議会の開催 1回以上/年 目標② 地域の支援者の資質向上のための研修会・事例検討会の実施回数 3 回以上/年
項目	
目標① 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを推進するための協議会の開催 1回以上/年	
目標② 地域の支援者の資質向上のための研修会・事例検討会の実施回数 3 回以上/年	
目標設定の考え方	
目標①:精神障がい者が地域の一員として、安心して自分らしい生活ができるよう、保健、医療及び福祉関係者による「福井地域における精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築推進協議会」を年1回以上開催し、重層的な連携による支援体制を構築します。 目標②:精神保健福祉に従事している職員を対象に、年3回以上、研修及び事例検討会を実施し、職員の資質向上と当事者や家族が安心して生活できる支援体制の整備を進めます。	

第8期福井市障がい福祉計画、第4期障がい児福祉計画における目標について

③ 地域生活支援の充実	
第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画における実績	第8期障がい福祉計画・第4期障がい児福祉計画における目標
国の基本指針(現)	国の基本指針(新)
目標① 地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行う 目標② 強度行動障害を有する者に関し、市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める	目標① 地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行う 目標② 強度行動障害を有する者に関し、市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める
本市の目標(現)	本市の目標(新)
目標① 地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行う 目標② 強度行動障がいのある人に関し、本市における支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める	目標① 地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行う 目標② 強度行動障がいのある人に関し、本市における支援ニーズを把握し、適切な支援につなげるための協議を行う
項目	
目標① 地域生活支援拠点等事業の支援の実績に基づき、運用状況の検証及び検討	1回以上／年
目標② 強度行動障がいのある人に関する適切な支援につなげるための協議の実施回数	1回以上／年
目標設定の考え方	
目標① 地域生活支援拠点等を確保しつつ、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進めるとともに、自立支援協議会(地域生活支援部会)において、地域生活支援拠点等事業の支援の実績等に基づき、運用状況の検証及び検討を年1回以上実施します。 目標② 自立支援協議会(運営会議)において、強度行動障がいのある人に関し、本市における地域課題を抽出し、適切な支援につなげるための協議を年1回以上実施します。	

第8期福井市障がい福祉計画、第4期障がい児福祉計画における目標について

④ 福祉施設から一般就労への移行等	
第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画における実績	第8期障がい福祉計画・第4期障がい児福祉計画における目標
国の基本指針(現)	国の基本指針(新)
目標① 一般就労への移行者数:令和3年度の1.28倍 うち移行支援事業:1.31倍、就労A型:1.29倍、 就労B型:1.28倍 目標② 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ 移行した者の割合が5割以上の事業所:就労移行 支援事業所の5割以上 目標③ 就労定着支援事業利用者数:令和3年度末実績の 1.41倍 目標④ 就労定着率7割以上の就労定着支援事業所: 2割5分以上	目標① 一般就労への移行者数:令和6年度の1.31倍 目標② 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ 移行した者の割合が5割以上の事業所:就労移行支 援事業所の5割以上 目標③ 就労定着支援事業利用者数:令和6年度末実績の 1.47倍 目標④ 就労定着率7割以上の就労定着支援事業所: 2割5分以上 目標⑤ 協議会設置圏域ごとに就労選択支援事業所を設置。 令和11年度の就労選択支援利用者を82,000人以上【新規】 目標⑥ 各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関 係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会 を活用して推進
本市の目標(現)	本市の目標(新)
目標① 一般就労への移行者数:令和3年度の1.78倍 目標② 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ 移行した者の割合が5割以上の事業所:就労移行 支援事業所の7割以上 目標③ 就労定着支援事業利用者数:令和3年度末実績の 2.40倍 目標④ 就労定着率7割以上の就労定着支援事業所: 4割以上	目標① 一般就労への移行者数:令和6年度の1.31倍 目標② 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ 移行した者の割合が5割以上の事業所:就労移行支 援事業所の5割以上 目標③ 就労定着支援事業利用者数:令和6年度末実績の 1.47倍 目標④ 就労定着率7割以上の就労定着支援事業所: 2割5分以上 目標⑤ 令和8年から令和11年度の就労選択支援利用者: 550人以上(延べ人数)【新規】
項目	
目標① 一般就労への移行者数:令和6年度の1.31倍 108人	
目標② 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所:就労移行支援事業所の5割以上	
目標③ 就労定着支援事業利用者数:令和6年度末実績の1.47倍 19人	
目標④ 就労定着率7割以上の就労定着支援事業所:2割5分以上	
目標⑤ 令和8年から令和11年度の就労選択支援利用者 550人(延べ人数)【新規】	
目標設定の考え方	

第8期福井市障がい福祉計画、第4期障がい児福祉計画における目標について

目標① 障がいのある方の希望に応じた一般就労をさらに推進するため、就労系サービス事業所（就労移行支援事業、就労継続支援 A 型事業、就労継続支援 B 型事業）から一般就労への移行者数については、本市の目標値を令和6年度の 1.31 倍とします。

目標② 就労移行支援事業所については、障がいのある方の一般就労への移行における重要な役割や、事業所ごとの実績の確保・質の向上の観点から、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が 5 割以上の事業所数を全就労移行支援事業所の 5 割以上とします。

目標③④ 障がいのある方が、就職した後も安心して働き続けられる環境を整えるため、就労定着支援事業の利用者数の目標値については、令和6年度末実績の 1.47 倍とします。また、就労定着率については、7割以上の就労定着事業所数を全体の 2割5分以上とします。

目標⑤ 就労選択支援の積極的な利用を促進し、本人の特性に応じた就労先や障害福祉サービスに繋げるため、令和 8 年度から令和 11 年度末までの就労選択支援利用者の目標値を延べ 550 人以上とします。

第8期福井市障がい福祉計画、第4期障がい児福祉計画における目標について

⑤ 障害児支援の提供体制の整備等	
第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画における実績	第8期障がい福祉計画・第4期障がい児福祉計画における目標
国の基本指針(現)	国の基本指針(新)
目標① 児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に1か所以上設置 目標② 障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)推進体制の構築 目標③ 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所等の1か所以上の確保	目標① 児童発達支援センターの中核的な4つの支援機能の確保及びインクルージョン推進のための協議の場の設置【新規】 目標② 重症心身障がい児を支援する又は受け入れる体制を整備した事業所の確保 目標③ 医療的ケア児等支援に関する協議の場の設置、コーディネーターの配置 目標④ 障害児等への伴走的な相談支援体制の構築及び連携体制の確保【新規】
本市の目標(現)	本市の目標(新)
目標① 児童発達支援センターを3か所設置 目標② 医療的ケア児等コーディネーターの配置 目標③ 重症心身障がい児型の児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の6か所以上の確保	目標① 児童発達支援センターの中核的な4つの支援機能の確保及びインクルージョン推進のための協議の場の設置【新規】 目標② 重症心身障がい児を受け入れる体制を整備した事業所の確保 目標③ 医療的ケア児等支援に関する協議の場の設置、コーディネーターの配置 目標④ 障害児等への伴走的な相談支援体制の構築及び連携体制の確保【新規】
	項目
	目標① 児童発達支援センターの中核的な4つの支援機能を確保しつつ、地域のインクルージョン推進のための協議 1回以上/年
	目標② 令和11年度末の重症心身障がい児を受け入れる体制を整備した事業所数 9か所
	目標③ 医療的ケア児等支援に関する協議会 2回/年 令和11年度末の医療的ケア児等コーディネーターの配置 10人
	目標④ 児童発達支援センターによる市内の保育所、児童クラブ等に対し、専門的支援・助言 市内全域
	目標設定の考え方
	目標① 児童発達支援センターにおいて、中核的な4つの支援機能(①発達支援・家族支援、②関係機関等への支援、③支援体制の構築・連携調整、④支援ニーズ等の把握・発信)を確保しつつ、保育所等への専門的支援で把握した地域課題等に対し、自立支援協議会(こども支援部会)において、地域のインクルージョン推進のための協議・検討を年1回以上行います。 目標② 重症心身障がい児を受け入れる体制を整備した事業所を確保するため、障害児通所支援事業所に対して、受入拡大を働きかけるとともに、医療的ケア児等コーディネーター等を中心とした医療、福祉関係者との連携を促進することで、重症心身障がい児を受け入れる体制を整備した事業所を令和11年度末までに9か所以上としま

第8期福井市障がい福祉計画、第4期障がい児福祉計画における目標について

す。

目標③ 医療的ケア児等の支援に関して、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るために、医療的ケア児者支援推進協議会を年 2 回開催します。また、医療的ケア児者が身近な地域で必要な支援が受けられるようサービスの調整や関係機関へつなぐ包括的な支援を行うため、医療的ケア児等コーディネーターを令和 11 年度末までに 10 人配置します。

目標④ 福井市地域障がい児支援体制強化事業において、児童発達支援センターが、障がいの疑いのある段階から本人及び家族に対する継続的な相談支援を行います。また、市内全域の保育所等を訪問し、専門的支援・助言を行います。

第8期福井市障がい福祉計画、第4期障がい児福祉計画における目標について

⑥ 相談支援体制の充実・強化等	
第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画における実績	第8期障がい福祉計画・第4期障がい児福祉計画における目標
国の基本指針(現)	国の基本指針(新)
目標① 各市町村において、基幹相談支援センターを設置等 目標② 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等	目標① 各市町村において、基幹相談支援センターを設置等 目標② 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等 目標③ 令和11年度末までに、のぞまないセルフプランの件数をゼロにする【新規】
本市の目標(現)	本市の目標(新)
目標① 基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化 目標② 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等	目標① 基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化 目標② 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等 目標③ 令和11年度末までに、のぞまないセルフプランの件数ゼロを維持する【新規】
項目	
目標① 基幹相談支援センターによる市内の相談支援事業所への訪問による専門的な指導・助言 市内全事業所／年	
目標② 相談支援事業者連絡会における個別事例の検討 4回／年	
目標③ のぞまないセルフプランの件数 0件／年	
目標設定の考え方	
目標① 基幹相談支援センターが、市内の全ての相談支援事業所を訪問し、相談支援の実施状況及び相談支援専門員が抱える課題を把握し、必要な指導・助言を行います。 目標② 相談支援事業者連絡会において、個別事例等の検討を年4回以上行います。また、個別事例等の検討から地域課題を抽出し、自立支援協議会において課題を共有・協議を行い、地域サービス基盤の整備に向けて取り組みます。 目標③ 相談支援事業所や相談支援専門員の養成及び相談支援の質の向上を図ることで、のぞまないセルフプラン(身近な地域に指定特定相談支援事業者又は指定障害児相談支援事業者がいない場合に、本人や家族がやむを得ず作成するサービス等利用計画)の件数ゼロを維持します。	

第8期福井市障がい福祉計画、第4期障がい児福祉計画における目標について

⑦ 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築	
第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画における実績	第8期障がい福祉計画・第4期障がい児福祉計画における目標
国の基本指針(現)	国の基本指針(新)
目標 各都道府県や各市町村において、サービスの質の向上を図るための体制構築	目標① 各都道府県や各市町村において、サービスの質の向上を図るための体制構築 目標② 各都道府県等の障害福祉サービス等情報公表制度における管内事業所の公表率及び更新率(毎年度1回)を100%とする【新規】
本市の目標(現)	本市の目標(新)
目標 サービスの質の向上を図るための体制構築	目標① サービスの質の向上を図るための体制構築 目標② 障がい福祉サービス事業所等を対象とした障害福祉サービス等情報公表制度の更新を年1回行う
項目	
目標① 国の指針に基づき選定した対象事業所への運営指導実施率 100%	
目標② 障がい福祉サービス事業所等を対象とした障害福祉サービス等情報公表制度の更新 1回/年	
目標設定の考え方	
目標① 国の運営基準及び報酬算定基準に基づき、障がい福祉サービス事業所に対する運営指導を計画的に実施することで、適正な事業所運営の確保とサービスの質の向上を図ります。 目標② 障がい福祉サービス事業所に対して、集団指導や運営指導の機会を活用して、年1回、障害福祉サービス等情報公表制度※の更新を促進することで、利用者が必要なサービス情報を円滑に取得できる環境を整備するとともに、事業所運営の透明性の向上を図ります。 ※障害福祉サービス等情報公表制度：障がい福祉サービスを必要とする障がいのある人やそのご家族等広く一般の方向けにサービスを提供している事業所の情報を公表する制度	